



重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業者： ケアプランセンター フルハウス

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和8年6月1日現在]

1. 当法人の概要

法人種別・名称 株式会社 カラーズハウス
所在地・電話 福岡県福岡市東区松島4丁目1番15号
092-981-2057
代表取締役 徳久 徹也
事業内容 居宅介護支援・訪問看護・通所介護・訪問介護・住宅型有料老人ホーム・保育園

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

| | |
|--------------------|-------------------------------|
| 事業所名 | ケアプランセンターフルハウス |
| 所在地 | 福岡県福岡市南区柏原5丁目14-17 |
| 事業所の指定番号 | 居宅介護支援事業 (福岡市 第 4071106258 号) |
| サービスを提供する 実施地域※ | 福岡市・那珂川市・春日市 |

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 2名 (管理者1名は兼務)

(3) 営業時間

月曜日～金曜日・祝日 午前9時～午後6時まで

(土曜・日曜・8月13日～15日・12月31日～1月3日は休業)

上記以外の時間においても、24時間体制にて電話連絡を受け、対応をいたします。

ただし、緊急性のない相談内容の場合においては、翌営業日の対応となります。

3. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 080-3273-6663

(月～金曜日・祝日：午前9時～午後6時)

担当 介護支援専門員 中尾 由紀子 (管理者兼務)

ご不明な点は、何でもおたずねください。

4. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的なながれ」参照

5. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額を頂きます。

| | |
|---------|----------|
| 要介護1・2 | 要介護3・4・5 |
| 11,513円 | 14,958円 |

| | | |
|-----|------------------|-------------------------------------|
| ◇加算 | *初回加算 | 3, 210円/月 |
| | *入院時情報連携加算 (I) | 2, 140円/月 |
| | *入院時情報連携加算 (II) | 1, 070円/月 |
| | *退院・退所加算 | カンファレンス参加無 |
| | | 1回目 4, 815円 |
| | | 2回目 6, 420円 |
| | | カンファレンス参加有 |
| | | 1回目 6, 420円 |
| | | 2回目 8, 025円 |
| | | 3回目 9, 630円 |
| | *通院時情報連携加算 | 535円/月 |
| | *緊急時等居宅カンファレンス加算 | 2, 140円/月 |
| | *ターミナルケアマネジメント加算 | 4, 280円/月 |
| | *介護職員等処遇改善加算 | 所定単位数の1000分の21(2.1%)に相当する 単位数を加算 |

- ・居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等に ケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

(2) 交通費

通常の実施地域外は、10km150円 (ガソリン代、実費相当額)

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

*福岡市東区保健福祉センター 福祉・介護保険課

〒812-0053 福岡県福岡市東区箱崎2丁目54-1 TEL:092-645-1069 FAX:092-631-2191

*福岡市博多区保健福祉センター 福祉・介護保険課

〒812-8514 福岡県博多区博多駅前2丁目19-24 TEL:092-419-1081 FAX:092-441-1455

*中央区役所 保健福祉センター 福祉・介護保険課

〒810-8622 福岡市中央区大名2丁目5-31 TEL:092-718-1102 FAX:092-771-4955

*福岡市南区保健福祉センター 福祉・介護保険課
〒815-0032 福岡県南区塩原 3-25-3 TEL:092-559-5125 FAX:092-512-8811

*福岡市城南区保健福祉センター 福祉・介護保険課
〒814-0192 福岡市城南区鳥飼 6-1-1 TEL:092-833-4170 FAX:092-822-2133

*早良区役所 保健福祉センター 福祉・介護保険課
〒814-8501 福岡市早良区百道 2 丁目 1-1 TEL:092-833-4355 FAX:092-846-8428

*西区役所 保健福祉センター 福祉・介護保険課
〒819-8501 福岡市西区内浜 1 丁目 4-1 TEL:092-895-7066 FAX:092-881-5874

*那珂川市 高齢者支援課 介護保険担当
〒811-1292 福岡県那珂川市西隈 1-1-1 TEL:092-953-2211 FAX:092-953-2312

*春日市 高齢課 高齢者支援担当
〒816-8501 福岡県春日市原町 3-1-5 TEL:092-981-0115 FAX:092-584-3090

*福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口
〒812-8521 福岡県博多区吉塚本町 13-47 TEL:092-642-7859 FAX:092-642-7857

7. 緊急時の対応方法

緊急時は利用者の家族に連絡し、家族の指示に従います。また、急病等で緊急を要すと判断した場合は、主治医・家族に連絡して救急車の出動を要請します。

| 連絡先 | 連絡順位 | 氏名 | 住所 | 電話番号 | 携帯電話番号 |
|-----|------|----|----|------|--------|
| | 1 | | | | |
| | 2 | | | | |
| | 3 | | | | |

8. 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合は、利用者に対し、応急措置、医療機関への搬送時の措置を講じるとともに、速やかに家族及び関係諸機関に事故発生状況及び今後の対応等について報告いたします。
- (2) 事故等により要介護認定に影響する可能性のある場合には市町村（保険者）に事故の概要を報告いたします。
- (3) 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- (4) 事業者は、自己の責任に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。

- ①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が生じた場合。
- ②契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が生じた場合。
- ③契約者が急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が生じた場合。
- ④契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

9. 主治の医師および医療機関等との連絡

病院等に入院する場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等する為、早期に病院等と情報共有や連携をする必要があります。その為、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証又はお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。

10. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、適宜虐待を防止するための研修を従業者に実施し、利用者及びその家族等からの苦情処理体制の整備を行うとともに、虐待防止のための必要な措置を行うものとする。

11. 暴言・暴力・ハラスメントに関する事項

事業所は、利用者や従業者に対する暴言・暴力・ハラスメントの防止のため、体制整備を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

12. 感染症や災害に関する事項

感染症や災害に備え、従業者に対し研修会や訓練を実施し、必要なマニュアルを整備する。

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用者は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



